

大田原市立金田北中学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和3年1月

1 いじめ防止のための対策の基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

また、いじめを認知した場合でも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応することも考えられる。いじめには多様な態様があることを踏まえ、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(1) 基本的な考え方

- ① いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ② 言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒介とするいじめの対応対策等、教職員の研修を充実させ資質の向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ③ いじめの実態及び、いじめがあった際の聴取内容については、個人情報保護を考慮しながら、積極的に保護者に情報提供するとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ④ いじめ防止に対する具体的な方策については、生徒や保護者に対し、取組の内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

(2) いじめの未然防止に向けて

- ① 生徒一人一人の自己有用感を育む指導をすること
- ② 意欲をもって学校の教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実を図ること
- ③ 「いじめを許さない心」と「いじめを起こさない力」を育成すること
- ④ 教職員の研修を充実させること

(3) いじめの早期発見に向けて

- ① 大人が気づきにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が強く認識すること
- ② 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないこと
- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合には、組織的な対応を図ること
- ④ 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えること
- ⑤ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めること

(4) いじめへの対応

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を常に行うこと
- ② いじめられている生徒を徹底的に守り通すこと
- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合は、その場でその行為を止めた上で、安易に解決したと思ひ込むことなく、解決に向けて組織的な対応を図ること
- ④ いじめた生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめをすることのないよう、学校組織としてしっかり指導すること
- ⑤ 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めること

2 いじめ防止のための対策の具体的対応について

(1) いじめ未然防止対策

- ・教職員のいじめに対する意識の高揚
- ・校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善
- ・学業指導の充実
- ・道徳教育の充実
- ・特別活動の充実
- ・人権が守られた学校づくりの推進
- ・保護者、地域との連携
- ・ネットいじめへの対応

(2) 早期発見に関する対応

- ・アンケート調査や面談の実施
- ・いじめの相談や通報等
- ・外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知すること

(3) 早期解決に向けた対応

- ・保護者への報告
- ・いじめられている生徒及び保護者への支援
- ・いじめた生徒への指導及び保護者への助言
- ・ネットいじめへの対応
- ・いじめが起きた集団への働きかけ
- ・警察との連携
- ・懲戒
- ・出席停止

3 重大事態への対処

- ・重大事態の基準(第28条)とは、いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき、また、いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを示す。
- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ・重大事態の発生については、速やかに関係生徒から聞き取りを行い、事実確認をするとともに、特に詳細な記録を残す。
- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・事実関係を明確にするための調査にあたっては、適切に聞き取りを行い、調査結果をいじめられた生徒及び保護者に提供し、市教育委員会に報告を行う。

いつでも相談して下さい

金田北中学校

0287 (22) 2482